

## 附 則

### (適用時期)

第一条 この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。

### (経過措置)

第二条 この告示による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項第三条第五項  
第一号イからニまで及び第三号イの規定は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了  
する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係る説明書類について適用し  
、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。